

献血にご協力を

一人ひとりの愛が、大切な生命を守ります。皆様のご協力をお願いします。

なお、実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、受け付け時に検温、及び手指の消毒を行います。

◇日時 7月15日(水)の午前10時～11時45分、午後1時～4時

◇場所 市役所北側出入口前

◇対象

*16～64歳の方

*65～69歳の方(60～64歳で献血したことのある方のみ)

☆詳しくは、健康係(あいぼっく内) ☎544-5126へ。



春の叙勲、危険業務従事者叙勲、褒章

【叙勲】

◎瑞宝中綬章

*法務行政事務功労

村上清正さん(中神町)

◎旭日双光章

*地方自治功労

西野文昭さん(中神町)

【危険業務従事者叙勲】

◎瑞宝双光章

*警察功労

阿部正一さん(つつじが丘)

山口敬吉さん(中神町)

*薬事功労

石川忠弘さん(美堀町)

*防衛功労

石川美智雄さん(昭和町)

◎瑞宝単光章

*警察功労

松尾繁美さん(宮沢町)

【褒章】

◎藍綬褒章

*人権擁護功績

榊かおるさん(玉川町)

国民年金保険料の納付が困難な方へ 免除・納付猶予の制度をご利用ください

免除・納付猶予制度とは

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、免除または猶予される制度があります。

免除や猶予を受けないまま保険料を納めずにいると、障害のある状態になったり亡くなった場合、障害基礎年金が受けられないことがありますので、申請してください。

●免除制度

本人、配偶者及び世帯主の前年所得が一定の基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が免除されます(要件あり)。

免除には、保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部が免除され、残りの保険料を納付する「一部免除」があります。

一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。一部免除の承認を受けた方は、後日、年金事務所から送

付される一部免除額用の納付書で、納期内に納めてください。

免除期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されませんが、将来受け取る年金額は、保険料を全額納付した場合に比べて少なくなります。

未納の場合は、受給資格期間に算入されません。

●納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が一定の基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます(要件あり)。

猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されませんが、将来受け取る年金額の計算には反映されません。

●保険料の追納

追納とは、免除・猶予期間から10年以内であれば、希望により後から保険料を納付できる制度です。

追納した期間は全額納付した期間と同じ扱いになり、将来受け取る年金の額を増やすことが

できます。

ただし、免除・猶予の承認を受けて3年度目以降は、当初の保険料に加算金が増えられますので、早めの追納がおすすめです。

申請の受け付けは7月1日から

今年度分(令和2年7月～3年6月分)の免除または納付猶予を希望する方は、7月1日以降に市役所年金係または東部出張所で申請してください。後日、年金事務所から結果通知が届きます。

昨年度分(元年7月～2年6月分)について全額免除または納付猶予の承認を受け、既に継続を希望した方は、申請する必要はありません。

申請時点の2年1か月前の月分まで遡って申請できます。

ただし、申請が遅れると障害基礎年金などを受け取れない場合がありますので、早めに申請してください。

●問い合わせ先

*申請書の提出 市役所年金係
*免除・猶予の承認、納付書の送付、追納の申し込み 立川年金事務所 ☎042-523-0352